

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、4月1日から感染警戒レベルを「感染警戒期」に切り替え、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた歩みを進めてまいりましたが、6月下旬頃から、様々な場面・年代で急激な感染の広がりが見られるようになりました。この間、24日連続で前週の同じ曜日を上回る陽性者が確認されるとともに、本日公表の陽性者数は1,000名を超え、本県は、第7波というかつてない波に突入したと言わざるを得ません。

さらに、今後、イベントや夏休みの旅行・帰省等による人の動きと合わせ、現在の中心となっているBA.2系統より感染力が強いとされるBA.5系統への置き換わりが急速に進むことによって、一層の感染拡大も強く危惧されます。また、本日時点での県内のコロナ病床使用率は36%と、医療への負荷も増大しています。

そのため、本日、直ちに感染警戒レベルを「感染警戒期～特別警戒期間～」に引き上げ、当面の間、別添のとおり感染拡大防止の取り組みをお願いすることとしました。

このまま感染が拡大し、医療負荷が増大して、県民の命に直結するような事態に至れば、イベントの中止要請などにも至る、一段と厳しい対策（「感染対策期」）に踏み切らざるを得ません。感染防止と社会経済活動の両立を図るには、一人ひとりが日々の行動を振り返り、「感染回避」に強く軸足を置き、改めて感染回避行動を徹底していただくことが極めて重要です。

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年7月12日

愛媛県知事 中村時広

令和4年7月12日

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

- 1 区域 愛媛県全域
- 2 期間 令和4年7月12日（火）から当面の間
- 3 要請内容等 次ページ以降のとおり

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

要 請

【県民の皆さんへの要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

○検査の受検

- 感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受検すること。

○イベント関係

- **イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、
三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底
（誘導、見回り、注意喚起等）**
 - ・周囲と距離を取らず大声を出す
 - ・飲食しながら会話 など
- **参加者は、
イベント参加時の感染回避行動を徹底**
 - ・イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ など

要 請

【事業者の皆さんへ】（特措法第24条第9項にもとづく）

○業種別ガイドラインの遵守

○イベント等の開催制限

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 (※) 大声あり 50%以内 ※観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に 声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に 施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則 HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの 公表）するとともに、イベント終了日から1年間保 管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の 不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を 県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間 前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告 書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラス ター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、 直ちに提出する

☑ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。3

要 請

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

○会食関係

① 大人数、長時間を避けて、認証店を推奨

【会食の際の具体的な注意事項】

- ・座席の間隔の確保 ・大声を出さない、羽目を外さない
- ・食器は個別、使い回ししない 等

② 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない（事前に主催者等が必ず確認を）

③ 無料検査も積極的に活用を

④ 参加者全員の連絡先を一元的に把握

⑤ 飲酒を伴う会食は特に注意

【具体的な感染事例】

- ・大人数のパーティーで長時間飲酒しクラスターが発生
- ・対策が不十分な飲み会で参加者全員感染
- ・イベント前後に仲間が集まり大勢で騒ぎながら飲酒 など

⑥ 会食参加後は、周囲への二次感染に注意

協力依頼

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効]

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

※「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ③ マスクなしでの会話
- ⑤ 居場所の切り替わり

- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ④ 狭い空間での共同生活

○特に活動的な20代、30代の皆さん

- 密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

【過去の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

協力依頼

【県民の皆さんへの協力依頼】

○生活必需品の備蓄

- 防災の観点も含め、3日分程度の水や食料等を確保。

協力依頼

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行

(業務の特性等を踏まえて)

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて

※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

協力依頼

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○業務継続のため、BCP（業務継続計画）の点検・実施

○徹底した感染防止対策の実行

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

協力依頼

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○ 県外往来

➤ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意

- ・訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- ・感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- ・感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意

○ 県内行動

➤ 換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて

➤ 重症化リスクの高い高齢者や、同居家族の方は、混雑した場所への出入りなど感染リスクの高い行動を控える

協力依頼

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない

○会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握

【過去の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

協力依頼

【福祉施設への協力依頼】

- **面会制限は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施**
- **特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性証明を確認するなど感染対策を徹底**
 - 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
 - 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

協力依頼

【市町への協力依頼】

○イベント関係

- 市町は、
 - ・地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼
 - ※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施
 - ・市町は計画段階で対策が徹底できない場合は、縮小や中止の働きかけを実施